令和８年９月

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画
社会福祉法人緑寿会　行動計画

当法人の基本理念に基づき、利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供することを念頭に、社会の一員として社会から信頼される事業を目指します。また、全ての職員が仕事と子育てを両立し、女性が活躍できる環境をつくり、その能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定します。

１．期間　　令和８年１０月１日～令和１３年９月３０日（５年）

２．内容

目標１　計画期間内において男性職員、女性職員の育児休業等及び育児目的休暇の取得率１００％を目指します。
また、職場復帰しやすい職場環境を整備するため、継続して事務所窓口にて相談を受け付けます。

＜実施時期・取組内容＞

◎令和８年１０月～　育児休業の取得状況について把握し、取組について該当者に個別に説明し、職員全体にも部署会議や書面にて周知、啓発していく。

目標２　計画期間内において、毎年、前行動計画期間の残業時間総合計の年平均より残業時間を１０％削減する。（R３～７年度平均３５３３時間）

＜実施時期・取組内容＞

◎令和８年１０月～　感染症もあり、まん延時等の残業を減らすことは困難であるが、生産性向上委員会を中心に、間接業務を減らし、感染症予防・まん延防止に努める等、全職種が協力していく。